

平成 28 年第 14 回松阪市教育委員会定例会会議録

日時 平成 28 年 10 月 27 日（木）13 時 30 分

場所 松阪市教育委員会事務局教育委員会室

一般報告

議題

報告事項

- 1 鎌田中学校校舎改築事業基本計画及び実施設計業務委託の進捗状況
について P1～P2（別紙資料有）
- 2 平成 29 年度松阪市立幼稚園園児募集の結果について P3
- 3 9 月議会について P4～P7
- 4 いじめ問題等の対策に係る基本方針の策定及び連絡協議会等の設置
条例の制定について P8～P12
- 5 全国学力・学習状況調査の松阪市の調査結果の概要について P13～P14
- 6 教育ビジョンの改定にかかる中間案について 別冊 1
- 7 平成 28 年度 9 月児童生徒の問題行動等について P15～P16
- 8 第 57 回松阪美術展覧会審査委員の委嘱について P17
- 9 クラギ文化ホール天井補強工事について P18
- 10 松阪市スポーツ推進計画（案）について 別冊 2
- 11 第 12 回松阪シティマラソンについて P19

その他

- 1 平成 28 年度 松阪市教育委員会等指定 公開保育・授業研究会について
- 2 松阪歴史文化塾シンポジウム「松阪商人と茶の湯」の開催について
- 3 第 53 回市民駅伝飯南大会の開催について

委員長 　　ただ今から、平成28年第14回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。
最初に前回の会議録の承認を行います。会議録は、事前に委員に送付されており確認をいただいておりますので、よろしければ署名をお願いします。

(委員全員の承認による署名)

委員長 　　それでは、教育長から一般報告をお願いします。

教育長 　　○実施計画の二役ヒアリングについて（大型事業の進め方、方向性）
○11月補正のヒアリングについて
○平成29年度新年度予算について
○大江中学校の統廃合について

委員長 　　ご質問はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　　今回は、議案がありませんので、報告事項に入ります。
報告事項1から11を事務局から説明願います。

(事務局説明)

委員長 　　ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

委員 　　鎌田中学校改築事業の基本計画及び実施設計業務委託のプロポーザルの二次審査が先日行われ拝聴いたしました。六社からたいへん素晴らしい計画案の発表がありました。小松審査委員長や審査委員の方には、たいへんお世話になりました。

鎌田中学校の校舎改築ですが、地域の方々からもいつできるのかというお話を耳にしますし、たいへん楽しみにしていました。

今回特徴的なのは、将来の小学校の改築も視野に入れながら鎌田中学校と第四小学校を一つのものとして地域住民の参加を得て、地域とともに歩む学校というかたちでたいへん素晴らしいと思います。

これがひとつの具体的な鎌中ストリートということだと思います。

これからいろいろなかたちで、スタートしますが、住民説明会や基本計画等に基づくワークショップがあると思います。いろいろな住民の皆さまから

ご意見をいただけたらと思いますので、ワークショップも住民説明会も大事にさせていただきたいと思います。住民参加があつてこそ鎌田中学校の校舎改築が成功するのではないかと思います。市民の皆様に参加をいかにして得るか、だからといって私は、住民の皆様のすべての意見を取り入れるという意味ではなく、常に住民参加型の中学校であるということを伝えていただきたいと思います。

基本計画等を見せていただきましたが、生徒と住民が交流できる場ができていますし、常に住民に開かれた素晴らしい鎌田中学校になろうかなと思います。

これからいろいろと事業があると思いますが、リミットもありますので、それほど余裕がないタイムスケジュールでしょうけどもそこは、凝縮していただき住民の皆様と意見交換をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局

別紙資料の 3 ページ目の中段あたりにワークショップや住民説明会のスケジュールをあげさせていただいております。これを基本に考え、住民の方々としっかりと時間を取り、顔と顔を向かい合わせ、よりよい鎌田中学校を創っていきたくと考えています。

また、鎌田中学校につきましては、既存の中学校とかなり違うものが出来上がると思います。かなり新しいスタイルのものが出来上がると思いますので、私たちも楽しみにしています。前向きに進めて行きたいと思いますのでよろしく願いいたします。

委員長

他にご質疑は、ございませんか。

委員

報告 4 のいじめ問題等の連絡協議会の設置や児童生徒の問題行動等の発生状況の中でも、いじめがでておりますが、前日にも文科省で有識者会議が行われ、教職員の業務の最優先をいじめ対策ということを言われていました。

2013 年にいじめ防止対策推進法が出されて各学校にはいじめ対策の組織をつくるということになっています。そこで情報共有がされているかということが出ていました。

また、いじめの定義として心身の苦痛を感じていることが一つの定義とされていますが、ここに出てくる認知件数が非常に大きいということが出てきていたと思いますが、今後、認知件数が少なければ直接指導も入るとも言われています。

松阪市において、各学校間でのいじめの定義についての意見や実際、情報共有されなくてトラブルになったというケースがあったかどうか教えていただきたいと思います。

事務局

いじめの認知につきましては、生活の延長線上の不安等があり、いじめというものをどのように判断していくかということ自体が非常に難しいものであり、正確な把握ができていないと思っています。

そこで、松阪市として文科省の方針に沿って、積極的に認知していくように取り組んでいます。

いじめについて三重県の教育委員会から公表されたデータとして抽出調査ではありますが、小中9か年の間でいじめの被害を経験した割合が小学校で64%、中学校で62%であります。

また、国立教育政策研究所の調査では、いじめの被害の経験が男子で45%、女子で51%であるというデータがあります。

そのあたりから松阪市の児童生徒数約1,300人に0.5をかけて9で割った計算を行うと1年間で720件となり、子どもの目線で見ればあってもおかしくないのではと考えます。

今回の一斉調査においても生徒指導係の指導主事3人が一校一校の調査内容に入り込み、基準の徹底を図っています。

また、先ほどご意見いただいた、いじめの捉えかたについて被害者側と加害者側の差が生じてこないかということではありますが、これはあくまでも被害者側の視点に立ち、早期に解決した短期間の事案であっても認知件数として捉えるように取り組んでいるところです。

事務局

報告事項で説明いたしましたように条例が制定されましたので、この条例の制定を受け、今年度中に松阪市のいじめ防止基本方針の見直しに取り組み、それに基づき各学校のいじめ防止基本方針も見直しを行います。

その中でいじめの定義についても各校でしっかりと把握し、いじめ防止対策への取り組みを進めて行きたいと考えています。

委員

できる限り、具体的な例をあげると学校現場も助かると思うので、そのようなことも会議の中で検討していただきたいと思います。

委員

教育ビジョンの中間案について、修正が随分あったようで下線の部分が多くなっています。また、パブリックコメントも参考にさせていただいていると思います。

そのような中で、二点ほどお聞きしたいのですが、39ページと44ページで共通する文言として39ページには「チームとしての学校」の実現、44ページには、「チーム学校」づくりを進めます。とあります。これの違いをお聞きしたいと思います。

また、「チームとしての学校」「チーム学校」とはどういうものかというこ

とで、39 ページの「チームとしての学校」の実現の「チームとしての学校」がどのようなものか私にはイメージがわからないのです。

その後の 44 ページの「チーム学校」というのは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動の外部指導員等が教職員の指導をサポートし、「チーム学校」となっていますので、スクールカウンセラーやその他いろいろな方々が一つのものとしてチームと考えて、学校の教育活動にあたるということだと思います。39 ページの「チームとしての学校」も同じような意味でとっていいのかということです。

チームとコミュニティスクールとの違いというのをどう考えていけばいいのか。

コミュニティスクールは文科省の指定校ですが、コミュニティスクールの指定されていない小中学校が、地域とどう絡むのかという中で、それは「チームとしての学校」、ソーシャルワーカー等、学校の教職員だけではなく地域の人たちと共に学校を運営していく教育活動が「チームとしての学校」ということで、コミュニティスクールと似ているかもしれませんが、指定されるかされないかという中で、私は指定されなくてはいけないというものではなくて「チームとしての学校」を地域の人を巻き込んでチーム学校というのは、いかがかなと思いつつ質問させていただきました。

事務局

「チームとしての学校」という表現は、39 ページにあるように中教審の答申の中にある文言を使っています。44 ページでは、それを、端的な表現として「チーム学校」と使っていますので、同じ意味です。

また、例えば、幼小中連携教育という表現を使ったり異校種連携教育という表現を使ったり、同じような意味でコミュニティスクールという表現や学校運営協議会という表現を使ったりしていますが、いずれも意味合いは同じものです。

次に「チーム学校」はどのようなイメージかということですが、44 ページに示しているように、学校は、校長を中心とした教職員の体制ですが、そこに心理の部分でスクールカウンセラー、福祉の部分でソーシャルワーカー、部活動の所で外部指導員、特別支援の部分では、学校生活アシスタント、コミュニティスクールや学校支援ボランティア、また、読書教育においては、図書館司書等がそれぞれの専門性を発揮していただいています。

イメージとしては、アメリカンフットボールのチームのように選手として活動している子どもたち、それをサポートしているコーチ陣や監督、メディカルのサポートをする人というように、それぞれの役割を持ちながら特性や長所を活かして、様々な課題を有する学校現場を一体となり教育環境を整えていくというイメージです。

委員

イメージは、そのとおりだと思います。

学校支援のボランティアや学校に関わるいろいろな方々が一つのチームとして児童生徒に関わっていくということは、わかります。

44 ページの「チーム学校」を見るとスクールカウンセラーや部活動の外部指導員等の「チーム学校」とありますが、地域支援本部やコミュニティスクールのボランティアがチームの一員であることが表れていないので、はっきり明記していただきたいと思います。どこか備考等でもよいので、地域の人たちもチームの一員であるということを謳っていただくとわかりやすいと思います。

教育長

「チーム学校」の捉えかたについては、どこまでの範囲なのかということを整理する必要があると思います。

昨年の中教審の答申の中で「チーム学校」という考え方がでてまいりました。

目的は、教職員に過度な負担がある中で、子どもとしっかり向き合う時間をつくるということであります。

そして、学校には、地域の人など支援者がたくさんいますが、「チーム学校」の範囲というのは、学校長の権限で責任の及ぶ範囲とはっきりと線を引く必要があります。

コミュニティスクール全体が「チーム学校」であるという考え方では、校長の権限や責任が及ばない部分もあるので、「チーム学校」の範囲として整理の必要があると思います。

文言については、国の文章を引用しておりますので、二つの文言は同じ解釈であります。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が、「チーム学校」の一員であるということは、校長の権限と責任が及ぶものであります。チーム学校は校長の権限や責任が及ぶ範囲であるという解釈でよいと考えます。

委員

もう一点、教育ビジョンについてですが、検討委員会の中でも指摘があると思いますが、今回の第二期教育ビジョンについては、評価指標が入ったことが、大きな特徴だと思います。

現状値と目標値が項目別に出ておりますが、検討委員会で目標値をどこに決めるかということが検討されて、ここに出ているのでしょうか。

事務局

目標値については、松阪市総合計画の指標と合わせているものや検討委員会の中で、委員から意見をいただいています。

検討委員会において、現状値から目標の数値が落ちている部分について意見がありました。

このことについては、現状を維持していくこと自体が大切であるということの説明し、現状維持の数値が4年間の目標となっているものがあります。

また、40 ページのところ、コミュニティスクールの導入校の割合について現状値の6.4%を目標値30%ということで、5倍の設定は、本当に実現できるのかという意見がありました。

4年後に30%に近い割合となるよう導入を進めて行きたいと考えています。

委員

目標値については、難しい判断が必要だと思います。今のコミュニティスクールの30%についても厳しいことだと思います。

目標値については、検討委員会の方々にはっきり数値を認識していただき、現状値を今後どうしていったらいいのか検討を進めていただきたいと思います。

数値は、目に見えてわかりやすいので、指摘をさせていただきました。

この教育ビジョン中間案を短期間でまとめていただきありがとうございました。もうしばらく頑張ってください。

委員長

他にご質疑は、ございませんか。

委員

全国学力学習状況調査についてですが、松阪市については、各学校や教育委員会の努力により県平均や全国平均を上回るという結果となり努力に感謝したいと思います。

新聞等で、ある県によっては、過去の問題を学習することが横行して数字の独り歩きや序列化ということが、非常に心配されてます。

また、教員の判断で学校別、町村別の公表が可能ということを知っていますが、学校現場の先生の学力学習状況調査に対する思いというものを教育委員会として掴んでいるのでしょうか。

事務局

全国学力学習状況調査は、児童生徒が身に着けるべき学力の中の一部であるという捉え方をしています。また、学校教育の教育活動の一側面を表すものであるという捉え方をしています。各学校にもそのように話をしています。

松阪市では、平成26年度から学力学習状況調査の公表を行っています。

各学校は、その数値をそのまま公表すると個人を特定することにもなることから、学校だよりなどで、学力学習状況調査の中で良かったところや今後の課題とすべきことなどを保護者や地域の方と共有するために公表しています。

教育委員会は、学力学習状況調査は、学習指導要領のねらいをしっかりと

捉えて授業をするかという教員の授業改善にあてるという狙いで行っており、そこについては、小学校、中学校の各教員と意思を同じくして行っています。

教育長

学力学習状況調査の取り組みですが、先日、山川委員にも学校訪問に同行していただき校長から取組等について報告を受けました。

今回、小学校で飛躍的に学力が伸びているところがあります。

その取組について学校長の話しと指導主事の活動などを照らし合わせるとこの調査の本来の目的である学校と子どもの課題をしっかりと掴み、その分析を行い、どこが弱いかわかり、それを改善するためにどのような授業を組めばよいのかということを行っています。

指導主事が校内研修等に入り、非常に具体的なアドバイスを行いながら授業づくりについてこの一年間がんばってきたところです。

このようなことの効果が出てきて、その学校については、飛躍的に伸びていますので、弱いところをしっかりと見てそこに力を注ぐ、教育委員会が支援をするという部分が、結果として表れてきたのだと思います。

学力については、課長から話があったように一側面であるということであり、競争原理を学校へ持ち込んではいけないという基本原則で学校訪問を行い、校長からそれぞれの取組を聞いておりますのでご理解願います。

委員長

他にご質疑はございませんか。

委員

スポーツ推進計画（案）についてですが、32 ページの第 5 章計画の指標ですが、冒頭に「ここに住んでよかった・・・みんな大好き松阪市」とありますが、これは、松阪市の総合計画にあったものだと思いますが、総合計画との整合性の一環としてということであれば、そのことをどこかに明示する必要があるのではないのでしょうか。

事務局

市民の皆さまにわかりやすくさせていただきたいと思います。「ここに住んでよかった・・・みんな大好き松阪市」は、総合計画における 10 年後の松阪市の将来像です。

推進計画の 21 ページですが、基本方針については、教育ビジョンからあげており、基本方針を推進するための推進施策を 4 つ出させていただいています。

これを行うことで将来像につなげていくことを表させていただいておりますが、先ほどご意見をいただきましたようにどこを見てもわかりやすくなるように修正していきたいと思います。

委員長 他にご質疑はございませんか。

委員 いじめ問題に関する条例についてですが、この中に三つの会議があり、いじめ問題連絡協議会というのが12名で構成されるとありますが、既に教育委員会から指名をする人選が決まっているかどうかということをお教えください。

また、いじめ対策審議会といじめ調査委員会がありますが、これは常設されているわけではなく何か大きなことが起こった場合に招集されるものか、常設されるものかということと委員5人ずつとなっていますが、人選は別の人であるのか、それとも連絡協議会の中から選ばれるのかということをお教えください。

事務局 まず、いじめ問題対策連絡協議会についてですが、条例を制定すると同時に12人の委員をどのような方々になっていただくか考えてまいりました。

例えば、警察の生活安全課長や市の職員として青少年センターの所長やこども未来課長などを考えております。

条例が制定されましたので、できるかぎり早急に協議会を立ち上げ、いじめ問題の対策に係る基本方針の見直しを進めていきたいと思っています。

また、松阪市のいじめ対策審議会については、教育委員会の附属機関として、法律、医療、心理、福祉又は教育に専門的な方ということで、重大事態が起きたときに早急に審議会が行えるように期間を決めて委嘱をさせていただき、重大事態が起こった場合にすぐに集まれる体制を考えています。

また、いじめ調査委員会については、市長部局の方で行うものであり、いじめ問題対策協議会といじめ対策審議会の委員とは重複しない別の専門の方々になります。

この委員については、お願いをしますが常に委嘱をするのではなく再調査が必要な時に委員会をつくるという方向で考えています。

委員長 学力学習状況調査についてですが、課題として小学校、中学校共に、また国語科、算数科、数学科共に、自分の考えを書いたり説明を書くなどの書くことと説明することに課題があるとあります。

このことは、ずっと前から言われていることかなと思います。授業で振り返りなどを行っていただけていますが、授業の中だけでは、中々改善していけるものではないかなと思います。

結局のところ、家庭との共有での問題であって、読書活動の推進や家庭が協力し合って書くことや説明することについて取り組んでいかないと改善していけないと思います。

学校訪問の話で、授業改善やよい取組をやっていると聞きましたが、この

ような書くことや説明することに対しての具体的ないい例があるという学校があれば具体的な例を教えてください。

事務局

小学校の算数Bの活用を問う問題の一例を紹介させていただきます。

40メートルを走るタイムプラス0.4秒×ハードルの数が、40メートルのハードル走のタイムになるという式があります。

この式の0.4秒という数字は、どのような時間を表している数か言葉や数を使って書くという問題があります。

0.4秒は、ハードルを跳び越すのに要する時間ですが、このことを考える問題であります。

このような問題は、普段の足し算、引き算などの基本的な計算では中々解答が出てきません。自由な発想が必要です。

授業の中で、みんながいろんな発想を言い合ったり、それを言葉だけでなく書き表していくことも必要だと思います。

このような授業が学習指導要領の中に込められているということを教員が各学校で掴んで、それにより授業を行っていく。

単に教科書の知識だけを子どもたちに教えるのではなく、今のような発想で子どもたちが、主体的に学んでいくとことが、必要になってきています。

学校訪問をするとそういうことをうまく捉えて授業改善を行っているところもあり他にも紹介しています。

また、個々に指導主事からの説明も行い松阪市全体の学力向上に努めていきたいと考えています。

委員長

他にご質疑はございませんか。

委員長

ご質疑なしと認めます。よって報告事項1から11は承認したいと思いますがいかがでしょうか。

(委員から異議なしの声)

委員長

ご異議なしということでございますので、報告事項1から11は承認いたしました。

委員長

その他の項で何かございませんか。

(事務局よりその他事項の説明)

・平成28年度松阪市教育委員会等指定公開保育・授業研究会について

- ・松阪歴史文化塾シンポジウム「松阪商人と茶の湯」の開催について
- ・第 53 回市民駅伝飯南大会の開催について
- ・教育委員の公募について

委員長 それでは、他にございませんか。

事務局 次回の教育委員会定例会でございますが、11月24日木曜日の午後1時30分から教育委員会室でお願いします。

また、定例会の終了後、午後3時30分から総合教育会議を同じく教育委員会室で開催いたしますので、合わせてよろしく願いいたします。

委員長 それでは、これで第14回松阪市教育委員会定例会を閉会いたします。